

岡崎市立愛知病院床頭台等設置運営事業仕様書

岡崎市立愛知病院床頭台等設置運営事業については、本仕様書に基づいて施行するものとする。

1 機材設置区画

岡崎市立愛知病院建物の一部 34.8 m² (内訳は別表参照)

2 実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで。

3 施設使用料について

- (1) 本事業の実施に伴い岡崎市に対して事業者が支払う岡崎市立愛知病院の施設使用料の額は競争入札により決定するものとする。
- (2) 前項の料金には、床頭台内収容機器類・テレビカード販売機・テレビカード精算機の使用に伴う電気使用料をすべて含むものとする。
- (3) 事業実施期間中に消費税及び地方消費税が変更となった場合においても、本仕様の内容、機器の使用料設定及び施設使用料は特段の事情がない限り変更しない。
- (4) 事業実施期間中、本事業において設置した床頭台を使用する病床数が減少した場合は、面積按分により使用料を減額するものとする。

4 設置機器の仕様等

(1) テレビ

ア プリペイドカード方式によるものとし、1,000 円で 1,400 分以上視聴が可能な設定とすること。

イ ワイヤレスリモコン 12 チャンネル方式で、地上デジタルチューナー及びBSデジタルチューナーを内蔵し、イヤホン差込口が前面もしくは側面にあるものとする。

ウ リモコンは多床室での相互干渉対策として赤外線照射範囲を 1.5m 以内に制限されていること。

エ リモコンの紛失、破損または電池切れに備えて予備品を用意しておくこと。

オ NHK のカラー受信契約料及び衛星放送受信契約料は事業者の負担とする。

カ 設置台数は 136 台とし、各病床に設置する床頭台に固定すること。

(2) 冷蔵庫

ア テレビと共通のプリペイドカードで使用できるものとし、100 円で 24 時間作動する設定とすること。

イ 設置台数は 136 台とし、各病床に設置する床頭台に収容できる大きさのもので、容量 20ℓ 程度のものとする。

ウ 省エネで静音・低振動タイプのものとする。

エ ベッド上からの出し入れのしやすさ及び清掃のしやすさを考慮したものとする。

(3) テレビカードタイマー

ア 病院専用コードナンバー記憶装置付とする。

イ タイマー内臓で、カードの残度数が表示されること。また押し間違いの対策が施されていること。

ウ 2 枚挿入や他カードの挿入を防ぐ対策がとられていること。

エ カードの抜き差し等、接続機器の使用以外の事象で課金されないこと。

オ 故障時等の対応が機器ごとに来るように接続機器とタイマーは分離型のものとする。

(4) 床頭台

ア 幅 500mm、奥行 500mm、高さ 1,600mm 程度のハイタイプのものとし、上部に収納棚、中間にテレビ、下部に冷蔵庫を設置するものとする。

イ テレビを視聴しやすい位置・角度に調整できるテレビアームを備えること。

ウ 設置台数は 136 台とし、各病床に 1 台ずつ設置するものとする。

エ 上部の収納棚の扉は蛇腹式によるものとする。

オ キャスター付きで手軽に移動可能なものとする。

カ 冷蔵庫と共通の課金システムにより 100 円で 24 時間使用できるカード課金式コンセントを装備すること。

キ 冷蔵庫と課金コンセントによってカードタイマー内のヒューズがとばないようにリレーボックスを設置する等、対策を講じること。

(5) テレビカード販売機

ア 幅 400mm、奥行 400mm 程度の機器で、マイコンを内蔵し売上金額・販売枚数・集金日時等が自動集計でき、必要に応じて資料提出が可能なものとする。

イ 設置台数は全部で 4 台とし、3 階・4 階・6 階・7 階のデイルームにそれぞれ 1 台ずつ設置する。

ウ 販売するカードは 1 枚 1,000 円のものとする。

(6) テレビカード清算機

- ア 幅 400mm、奥行 400mm 程度の機器で、マイコンを内蔵し清算金額・清算回数等が自動集計でき、必要に応じて資料提出が可能なものとする。
- イ 設置台数は 1 台のみとし、病棟 1 階エレベーターホールに設置する。
- ウ カード残高 10 円単位まで清算・返金できること。また、使用済み回収ボックスを設置して院内美化にも努めること。
- エ 清算手数料は取らないこと。

(7) セーフティーボックス

- ア 幅 140mm、奥行 330mm、高さ 90mm 程度のものを 136 個用意し、各病床設置の床頭台に 1 個ずつ固定して設置する。
- イ 盗難保証の付いたものを設置すること。
- ウ 鍵の紛失は無償で対応すること。

(8) オーバーベッドテーブル

レバー操作で高さ調節が可能であり、手元又は足元操作でロックが可能な移動ロック機能付きキャスターを搭載したオーバーベッドテーブルを 136 台用意し、床頭台設置区画となる病床に 1 台ずつ設置する。

5 機器搬入・搬出や料金回収、維持管理等の際の注意事項

- (1) 搬入・搬出に際しては入院患者への影響を最小限となるよう配慮し、必要に応じて岡崎市立愛知病院の施設管理者と協議すること。
- (2) 保守管理は、ナースステーションを専属の担当者が週 1 回以上訪問し、その都度適切な対応をすること。
- (3) 専属の担当者が訪問しない日については、突発的なトラブルが発生した時の体制を整えておくこと。
- (4) その場で修理不可能な故障が発生した場合に備えて、予備品を確保しておくこと。
- (5) 故障・苦情対応は必ず専属担当により行うものとし、写真入り名札等を身に着けることとする。また、責任の所在が不明確になる第三者への委託は認めない。
- (6) 訪問の際は、病院にふさわしい清潔な服装を心がけること。なお、岡崎市立愛知病院は健康増進法第 25 条の規定に鑑み、受動喫煙防止のため敷地内における喫煙を全面的に禁止していることを理解し、これを遵守すること。
- (7) 事業者の車両は、岡崎市立愛知病院の施設管理者が指示する場所へ駐車すること。

6 提出書類

事業者は以下の書類を岡崎市立愛知病院の施設管理者へ提出すること。

ア 前月の売上を記載した報告書。(毎月 10 日までに)

イ 設置機器の機種や、課金式機器の使用料等を変更した場合、変更内容を記載した報告書。

ウ 会社の所在地や権利関係等に変更が生じた場合、変更内容を記載した報告書。

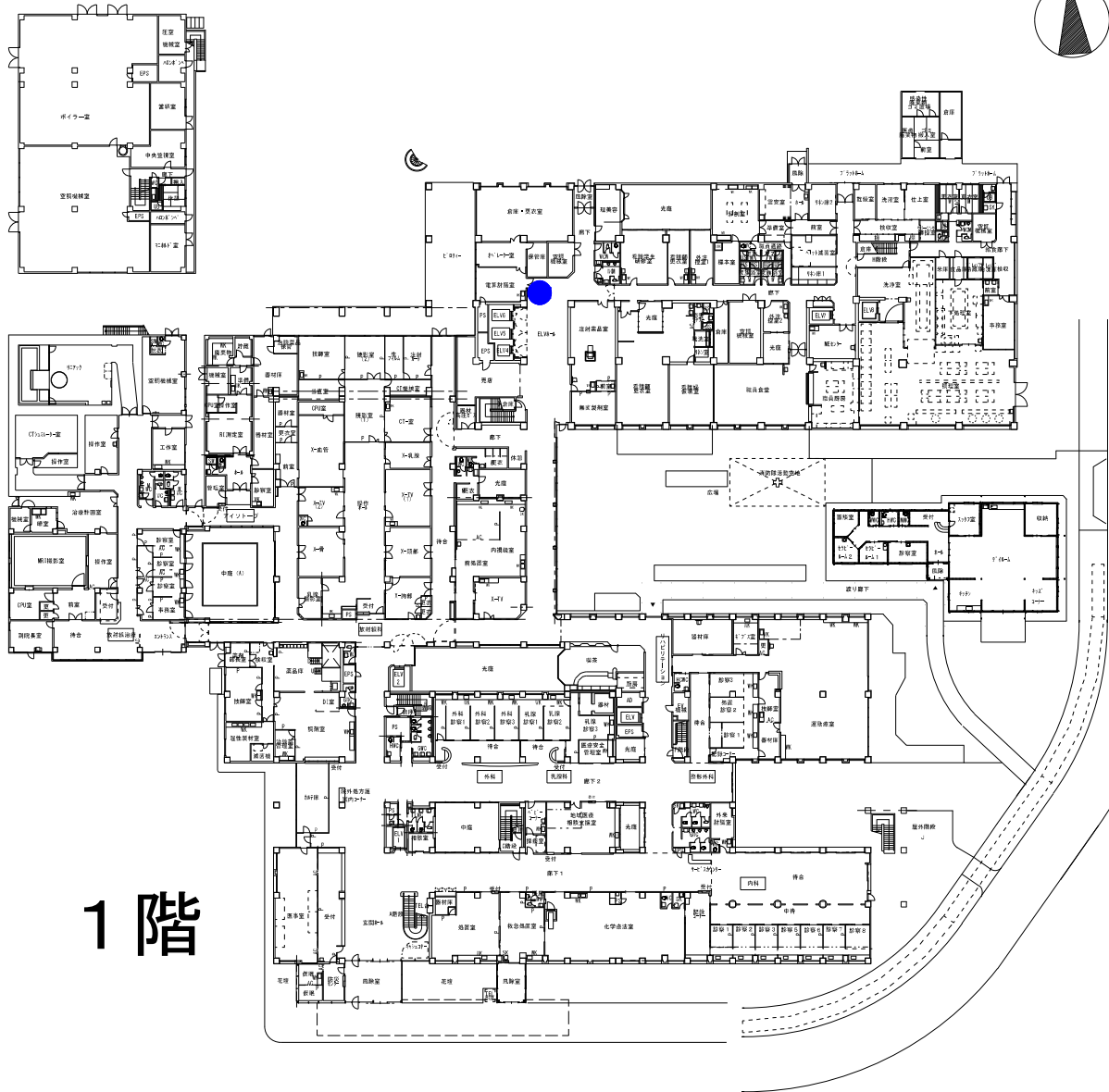
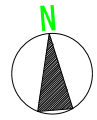
7 その他

(1) 本事業の実施期間中に岡崎市が岡崎市立愛知病院敷地内で他者に対し他の区画を使用せしめた場合も、基本的に施設使用料の変更は行わないものとするが、著しく売上に影響する事案が発生した場合は協議するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、岡崎市と事業者の双方の協議によるものとする。

(別表)岡崎市立愛知病院床頭台等設置運営事業にかかる施設使用面積算定

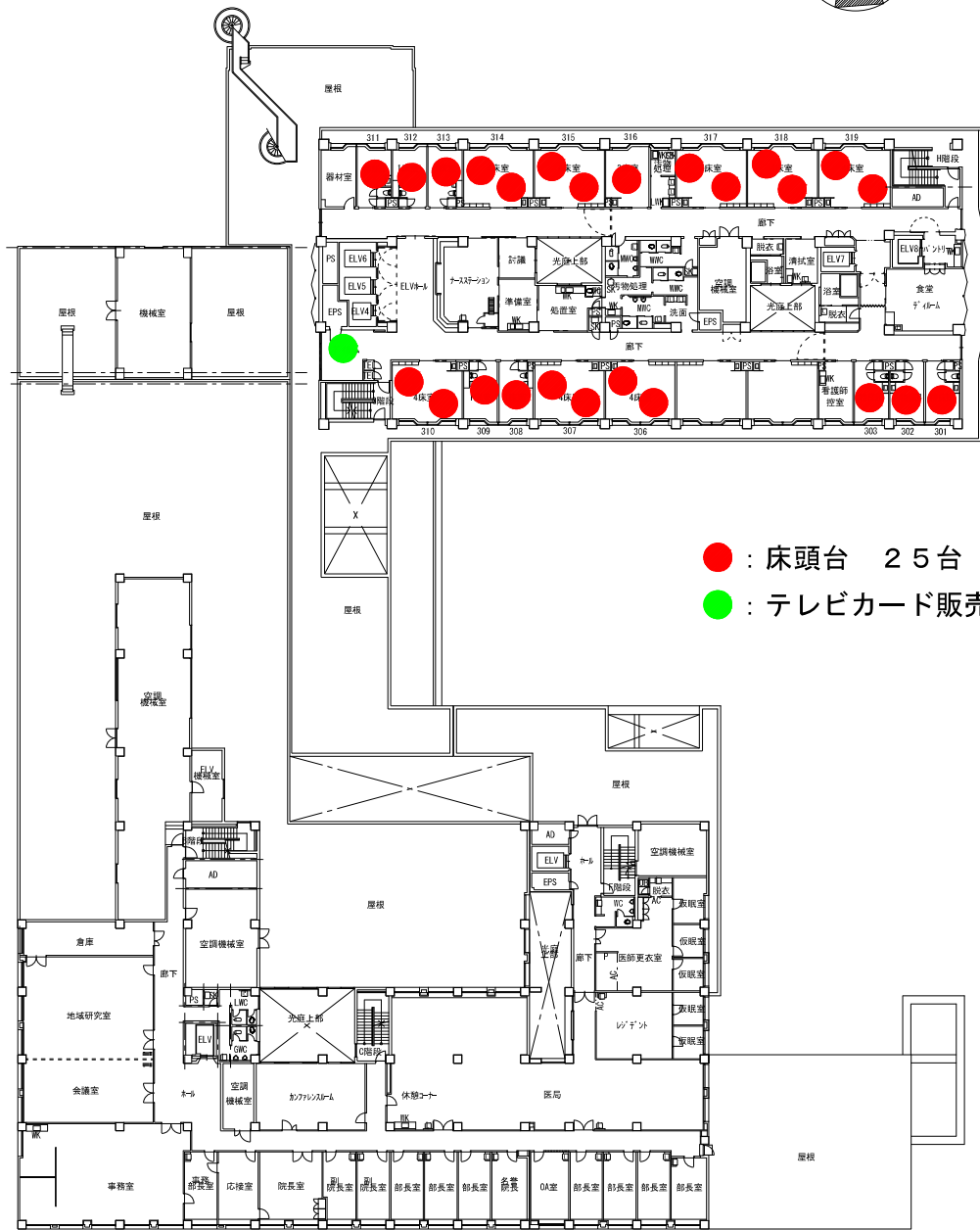
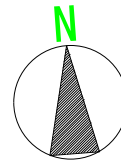
	場所	用途	幅(m)	奥行(m)	数量(区画)	使用面積
7階	病床	床頭台設置区画	0.50	0.50	13	3.250㎡
	デイルーム	テレビカード販売機設置区画	0.40	0.40	1	0.160㎡
6階	病床	床頭台設置区画	0.50	0.50	49	12.250㎡
	デイルーム	テレビカード販売機設置区画	0.40	0.40	1	0.160㎡
4階	病床	床頭台設置区画	0.50	0.50	49	12.250㎡
	デイルーム	テレビカード販売機設置区画	0.40	0.40	1	0.160㎡
3階	病床	床頭台設置区画	0.50	0.50	25	6.250㎡
	デイルーム	テレビカード販売機設置区画	0.40	0.40	1	0.160㎡
1階	病棟エレベーターホール	テレビカード精算機設置区画	0.40	0.40	1	0.160㎡
計						34.800㎡



1階

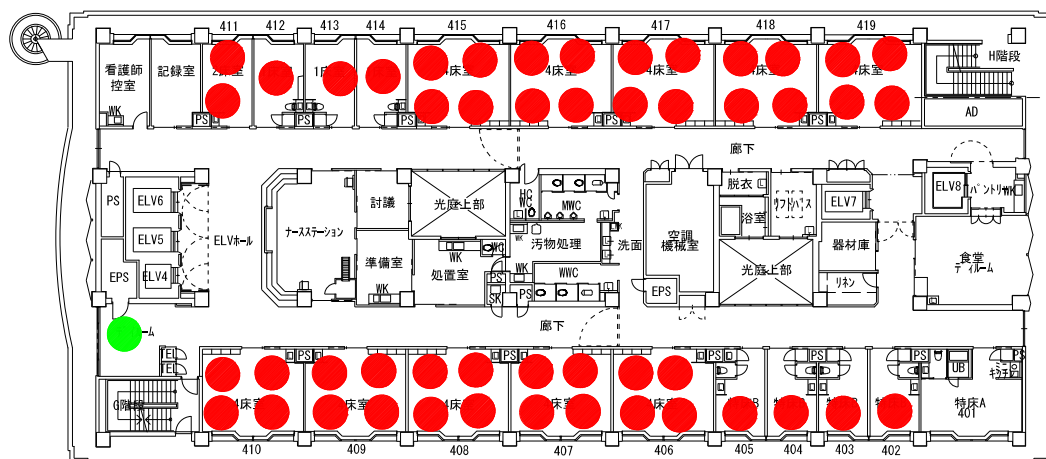
● : テレビカード精算機 1台

3階



- : 床頭台 25台
- : テレビカード販売機 1台

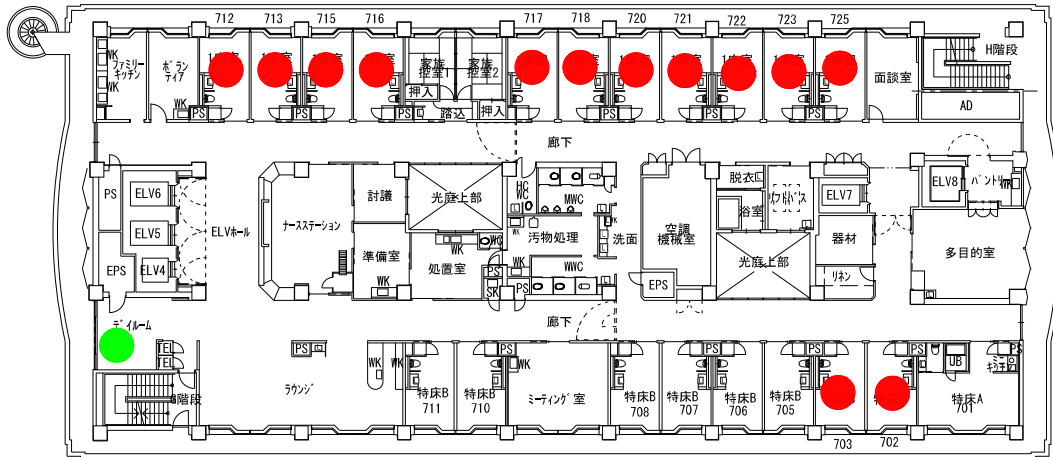
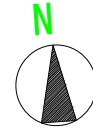
4階



● : 床頭台 49台

● : テレビカード販売機 1台

7階



● : 床頭台 62台

● : テレビカード販売機 2台

6階

